

議案第2号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年1月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成11年1月12日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2号を加える。

(12) 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務

(13) 鳥取県知事から委任を受けた次に掲げる事務

ア 火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務

イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

第5条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町村

が行う事務に関すること。

(13) 鳥取県知事から委任を受けた次に掲げる事務に関連して広域連合が行う事務に関すること。

ア 火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務

イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

別表管理費の項中「、及び休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費」を「、休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費並びに介護認定審査費」に改め、同表に次のように加える。

介護認定審査費	人口割	25%
	(最近の国勢調査人口による負担割合)	
	65歳以上人口割	25%
	(最近の国勢調査人口による負担割合)	
	標準財政規模割	25%
	(前年度)	
	標準収入額割	25%
	(前年度)	

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。